

## 裁判所佐久支部の充実を求める協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、裁判所佐久支部の充実を求める協議会(以下「本会」という。)という。

### (目的)

第2条 本会は、長野地方裁判所佐久支部、長野家庭裁判所佐久支部及び佐久簡易裁判所(以下「佐久支部」という。)の人的物的基盤充実を求める活動に取り組むことを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 最高裁判所をはじめとした裁判所への陳情・要請等
- (2) 政府関係機関への陳情・要請等
- (3) 佐久支部の人的物的基盤充実に向けた提言等
- (4) 佐久支部の人的物的基盤充実に向けた情報交換及び情報共有
- (5) 住民に向けた情報発信等
- (6) その他目的達成に必要な事業

### (構成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する団体、法人、公共機関等をもって組織する。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置き、総会において選任する。

会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
監事	2名

### (役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (役員選任)

第7条 会長は佐久広域連合長をもって充てる。

2 副会長は、佐久広域連合会議長及び佐久地域の長野県議会議員の中から会長が指名する。

3 事務局長は、長野県弁護士会から推薦のあった弁護士をもって充てる。

4 監事は、総会において選任する。

### (役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した副会長が職務を代理する。

3 事務局長は、本会の事務を統括する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

### (顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は毎年1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開くことができる。
- 3 役員会は、必要に応じて開催する。
- 4 会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 会議は書面による開催とすることができる。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定又は変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 本会の解散
- (5) その他総会において必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、事務局長をもって構成する。

- 2 役員会は次の事項を決議する。
  - (1) 事業の執行に関する事項
  - (2) その他会長が必要と認めた事項

(決議)

第13条 会議の議決は出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(専決処分)

- 第14条 会長は、総会もしくは役員会を招集するいとまがないと認める緊急な事項については、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、これを直近の総会もしくは役員会で報告し、承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、佐久広域連合事務局内に置く。

(経費)

第16条 本会の経費は、構成団体の拠出金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

附則

この規約は、平成30年9月1日から施行する。